

特定非営利活動法人あかね

コンプライアンスに関する規定

(コンプライアンスに関する役職員の責務と責任者)

第1条 法人の役職員は、法人におけるコンプライアンス（法人または役職員等が法人の業務遂行において法令（法人の定款、規則・規程、運用基準等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。以下同じ）の重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2. 代表理事は、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とする。

(コンプライアンス委員会)

第2条 コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長とし、総務部長、総務部及び複数の外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (3) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (4) 第2号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第3号の処分及び再発防止策の公表
- (5) その他代表理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第3条 コンプライアンス委員会は、必要があると認めるときは、委員会をいつでも招集することができる。

第4条 この法人の総務部をコンプライアンス統括部門とする。

2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス委員会に必要に応じて報告する。

(不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表)

第5条 法人は、コンプライアンス違反事件が発生した場合は、迅速に次の対応を行うものとする。

- (1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討

(2) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(3) 原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表

(コンプライアンス推進の実施)

第6条 法人は、この規程のに基づき、コンプライアンス推進のための指針を定めるものとする。

附則

この規程は、2021年6月1日から施行する。(2021年5月15日理事会決議)